茅窻漫録　下

香外書册

内閣文庫
和書
二六七九
三
二三函
六架
號
冊
類

下

漫筆雜考

内閣文庫
番號　和　26769
冊數　3（3）
函號　213　83

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

茅窻漫録下目録

四百餘州
武家月代
古印
秦璽
庭忌草
木盥
顕微鏡
飛鳥寺銘并砂箔泥薄
上大人
焦尾琴
先言寒暄
撿地狂歌
小硯函
男女厄年
擧子稱職
金神并大歳
吐虹法
胎穆行房

浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

戢角印　初午
花稱　孟子
鳳凰栖軽　童髪
井藷　上戸下戸
布袋和尚　河豚
結髪黒歯并畫眉　細男舞
道灌咏　髪長
木綿草綿并蘿蔔

茅窻漫録下

長州醫隱　茅原定

○四百餘州

日本ハ漢土をさして四百餘州といふ事古人口ハ膾炙ものとなりて明の万暦十九年ハ大閤秀吉公彼土之荅書ハ一起直入大明国易吾朝風俗於四百餘州施帝都政化于億万斯年者在方寸中といひしもの彼土ハ赤縣神州ハ今の清朝ハ至るまで天下と四百餘州ハ多りたりと聞ハ抱ハ

圖書編八十三臣博考前古若光武中興監前世官冗之
弊裁省天下四百州縣官止七千五百餘員額類極
少者也
便明全書光武中興乃併省郡国十縣道候国百餘所
李芳洲詩安得吾皇四百州皆如此邦二千石紫微詩話
水滸傳一條桿棒等身齊折四百軍州都烘趙
東見記千歳宝掌和尚の詩を引て行尽支那四百
州此中徧稱道人遊と云り此等の言ひ因て人口ひろ
く漢人之格別ゆいなる所ひろ

○焦尾琴

日本紀應仁天皇三十一年秋八月中畧是以諸国一時貢上
五百船悉集於武庫水門當是時新羅調使共宿武
庫爰於新羅停忽失火即引之及于聚船而多船見
焚由是責新羅人新羅王聞之驚然大驚乃貢能匠
者是猪名部等之始祖也初枯野船為鹽薪焼之日有
餘燼則竒其不燼而献之天皇異以令作琴其音鏗鏘
遠聆世事八国史実録ひも事載多り今其琴の
傳来ハ未詳なれども漢土ひも似たる事有り搜神記
異人有焼桐以爨者蔡邕聞其爆声曰此良材因請之
削以為琴尾有肉名焦尾さるハ王禹稱ら詩ひも幽興

將何遣焦琴貫酒来と仰きつゝ　吾朝古ハ琴を鞘尾琴
と名付樂に用ひ多ふ事なりて其形めづらしいとるめや
焦尾の轉語なるや琴面の末に冠角焦尾と名付る處有り
蔡邕り名付るものとハ大に異なり

焦尾琴　漢蔡邕様
見下青蓮船琴雅　万暦庚寅の人
李仁甫ともいふ

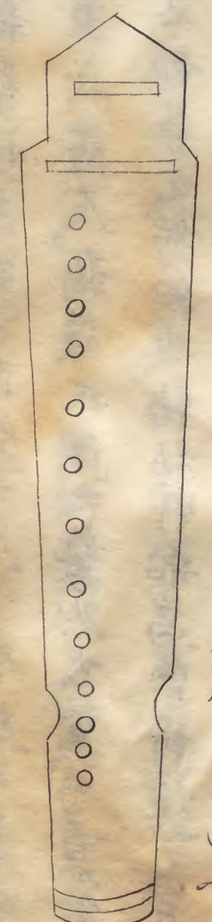

夫木

彈ぜて声そさやるみ琴めづらしちぶり舟の
うきとめづらしなと　俊頼卿

○武家月代

当世の武家一統に月代と云ふ前額を剃落し
後髪際と一寸半前を残髪と四隅へ引まい家也たる
法師めづらしいふ古今の御代めきいとて五一比秋の備に武
具を帯きめ何しに兜と載く時宜て殺気を平人に
論ず志有武士ハ常々に心を平元亨月代とる事ハ此
邦の風俗にて何も西方の始や異国ハ西洋の撰集
抄と引て源平の比に有しとて又郭人の説に兼良公
玉海の注と引て安元年中に甚髪不剃月代太タ又若し
いつゝと按とせりさまとも月代と書さるやきと訓とる

意いろめふの人はや室新所の義人録ハ月額と書セり
是ハ異国の風俗ゆて交趾東京ハ男女共ハ歯を黑ク染ル
ゆき月額と利る事西川忠英ら増補商考ハ載タリ又
月額と開塘とも半剃題とも稱するハ皆和国の言也
日本人髪を剃事ハ源氏かゝハ本の毛ハ多ク
○先言寒暄
四邦の人貴賤を論セス人ハ逢ハ最初ハ寒暖の候を言ふ
常礼とする異国も同様ニつゝえて瑯琊代醉ニ南唐孫
晟口吃過人不能道寒暄已而坐定談辯鋒生聽者無倦ト
○古印

和州多武峯ゆ堀出セル銅印空ノ字と刻セ古雅
なり其来由詳ならさ随筆して博古の人を待

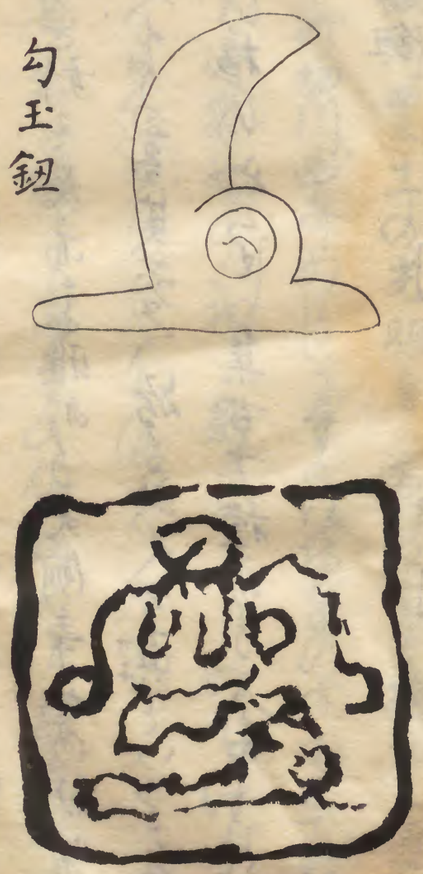

勾玉鈕

○真字印

讃岐国寒川郡田井村土井屋敷の址より掘出せし鐵印

真字と刻せる是亦雅趣あり天明辛丑の秋柴湖宗[illegible]

いつるへより高麦芽へ贈る親人云真(サネ)といふる名乗字なり

て近頃板行あり集古十種にも入あり

鈕

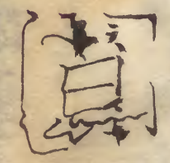

○検地狂歌

検地とる事いつまの世何者の始しる天正年中八幡の

甚しく太閤秀吉公日本国中一統の検地ありしの事

あるとき御列栗生(アハフ)の光明寺に参詣まして検地の遅延り甚

竹の奉行細川幽斎ありしる寺の住持まの和尚に狂歌詠せり

御特地の検地維るとるとめりける検地

ゆてとろ〳〵と仏〳〵

幽斎甚感賞し高寺の領田ゆる赦免せらるる事

新に拾遺に載るる元来検地とる事八往昔八ありし

世の降るる迄八戦国十年間に共下と疑ひ下八下とい

[illegible]事と云へる方圓の撿地めき
[illegible]時は諸國の寺社佛閣[illegible]
[illegible]の多き為[illegible]の多[illegible]
は戦國の世[illegible]治世[illegible]
[illegible]通之以德齊之以禮[illegible]
[illegible]人〻善惡辭[illegible]
[illegible]は思[illegible]
[illegible]數者[illegible]
[illegible]水旱肥瘠は有[illegible]
は常平義倉[illegible]

甚價の高下は本より定[illegible]容易[illegible]大下は有[illegible]
書は文祖四年の撿地[illegible]
[illegible]撿地は甚[illegible]
[illegible]撿地[illegible]縣吏令の囊中[illegible]
[illegible]

○秦璽

無佛[illegible]好古[illegible]錄[illegible]秦璽數顆[illegible]
源蔡仲平[illegible]傳[illegible]受命於天既壽永昌[illegible]
[illegible]は宣和集古印史の[illegible]
[illegible]堀[illegible]林希逸[illegible]朝堂野史[illegible]紹興五季[illegible]春永

與軍ノ田夫段義耕得玉璽上於尚書礼部以為秦ノ傳
国璽其文曰受命於天既壽永昌詔與礼部翰林秘
書御史太常官驗足集議方員二寸半印文深琢如
碑字背白地紅字畫乃出篆也其事如此
紀事本末ハ載ス法と侯ス事ハ分明ナリ

○小硯函

又同人ノ少納言少硯函の事ヲ云フ平家物語ニ見
ル硯箱のことなるべし少硯箱ハ紙ヲ出シ墨ノ
ハ分明ナリ書ハ筆墨函ハ硯ノ函ハ常ハ矢ヒラ矢ゆしの段

かとへ書置けと戦場へハ少硯箱紙ハ入ルヘキ用意ナリ
梅干ヲ入ルヘキ箱の梅ハ内ノ方ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
源氏ノ箱の梅ハ内ノ方ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
みあはせ事ハ箱と箱ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
さしこ月夜ハ内ノ方ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
臨事の箱ハ内ノ方ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
梅ハ内ノ方ハ矢ヒラ矢ヒラ矢ゆしの段
函箱ハ源氏累代の遺制ナリ文化甲子の春自製也

葛箱（クツ）延喜式　柳箱（ヤナギ）職人尽歌合　塗箱（ヌリ）今昔物語　猪皮箱（サカツラ）後照念院殿饗束抄
逆顔箱（サカツラ）海玉　貞盛形箱（サダモリカタノ）武要韓器　平胡籙の箱太平記　花箱（ハナ）角箱

筑紫箙（ツクシ） 短冊箙（タンサク） 以上弓道私記 竹箙（タケ） 玉帚

四等の形とかくのごとし函（ハコ）小硯箱紙かとの入るきものあり

さてくは四ちこの用あり

さハきハ今甚小なりの圖ともを考へきるに国（ナナメ）なる高今

の武士回家治平の化みを乗り武器と制せしめて箙

と制せるものをいふ四方やはり武器ともなり

きをふハ武士のかくしめ白石い君の出生地なり

地震あり（附ち迷ひかけ家祝なり）切（イサヨシ）めるも

居り今る五十両と称りし時主ひ威（ヒラトシ）鎧をはくるし

事法人の多記みをえ多り武士かくあるほ

函箙引出

幅二寸五分

長四寸壹分

底窄三寸九歩

水穀（キ）ノ穴

深九分五厘

○庭忌草

芭蕉と庭忌草と名付る事いつゝめふ所繽紛や其葉を
脆くして風も破まほしきゆへ庭忌草と名付る事を忌て名付るゝ
や西国にては寺社佛閣多くは殺生禁断の故此花を優曇
花とて多くとつも又おゝ東海道は陣金浄密法師の庵
も優曇花の咲ありとて人多く群集せり二位の禪尼左近将
監と共にて又もとらるゝ芭蕉花のすきかゝめふ
ものゝ花咲は世も枯る庭忌草と優曇花と一物にして
用金をきゝ何事ぞや

藏玉集 吟風の雪や破れ庭忌草花咲いの燈火の影

男女厄年

日本人男は四十二女は三十四五を大厄年と名付て若其期に
あたりて災禍死亡等の難有は厄は罹と云ふ事は何有の
いゝ神や菩薩あり給ふ四十二は死の訓に通ずる事有り
とゝ水流に手をとゝ発ゝ相人めゝ合ゝは閑寺は
厄を軽ふ為ふ又宝海ゝ性霊集に祈誓に弘仁天
皇御厄事も載あり何事も其理は詳ならぬとも
漢土にも如何の事はゝとゝ沈晦月の朔紀に燕人
諺言四十五歳人或問之不曰去年四十四歳則曰明年
四十六歳不知何所為也ちなみの言能相似あり又正一昔

要ハ下元三品解厄水官主録百司撿校人間禍福
善悪進詣天闕ときとり是故ハ十月十五日ハ水官解厄之辰
と名付る事書言故事ハ又之多と又草木ハ厄あるや
黄楊木遇閏月反短謂之厄閏ハ秘伝花淺ハ又之なり

○木鹽

瑯琊代醉又安邑廣長俱數十里石與木則皆胡地女貞
國鹽生于木枝上又時珍ハ綱目ハ木鹽生于樹と
いつる是ハ日本ハ物と會津風土記云會津伊北郡月
輪庄ハ大塩の里ときこの物と岩元ハ塩湯湧出西行法師の歌
海ちかく湧ハ湧ハ陸奥の山ふかの

こゑ大法の里
浦ちかきこの山ふかいかるとハ多くハ今まで
湧やこの物

松岡の結耻録ハ其村ハ大ハ湧あり其水の味ハ水
湧ちいり土人屋て煮ハ法とあり俗ハ黄弘法大師
此所ハ来り法といて是と那一人の老女ハ来りとい
里人其木ハ傷ハ堂と建て彼老女の本像と作り量り
とて本のまわりハ草ハ多く有りハ高
時重宝ハ番きく人ハ草ハ多くときと

○舉子稱職

国家の職と奉るハ至て大任なれハ其分一代なれ戦々兢々
兢の慎有るへきと昔年板倉侯京尹と辞せられし時右の
ごと其後任と問給ハハ其子周防侯をもて任ずるに
ハ善き人の功有りし事なれ人の言伝へてもるるを
も此例有り芝翁別集東晋春秋時晋中軍尉祁奚請老
晋侯問嗣馬祁奚挙其子午以自代晋武帝時詔求良
將謝安挙兄子元以應郗超曰安能違衆挙元実不負
所挙唐中宗特太后命宰相各挙尚書一人仁傑挙
其子嗣己而称職太后喜曰卿足継祁奚矣笠翁
此ごとく論せ文有り長きゆへ略ぬ挙職の
人をもるべき事なり

○顕微鏡

平ぶ比浪章兼殿堂にて船来の顕微鏡をもる最
初ハ小出を照るとハ蚕孔蝨の類まて皆五倍と見へ次ハ
酒一滴を照るとハ風無キハ生動して潮の奔走する如し次ハ
醋一滴を照るとハ皆一面の白出かり次ハ蕎麦粉を照る
ハ皆三角ハ破き有り次ハ人髪を照るハ枝葉有り岐有り
次ハ人指を照るハ腠理有り氣の出る事烟の如し
乃ち此を推て毒物を多かりき故に仲天下之
微妙かりて暁かるものハ無き感せへき事

○金神并大歳

此邦ハ金神ト云テ忌ものハ山海経万解明孫之戈圖
會等ハ見えて西方蓐収金神左耳有青蛇乗両龍而
目有毛虎爪執鉞ト云ものなりとも陰陽家
ハ名付て八将神の数ハ云ひ大歳をも
こゝて忌べきハ甚鬼ハ非ずして物ゝ又わかり百練
抄云ハ後白河天皇保元二年十二月廿三日諸卿定申諸
道勘申金神方忌可被弃哉否事作方角永長定
俊真人依申出三四代所忌来也仁安二四廿三為御方

違行幸鳥羽殿修理大膳職之間為避金神方
云云最初ハ忌人甚事ト明ラメ侍ルて千歳の惑ト記
ス也愚昧の心ハ大歳ハ三才図會ハ見えて
木星之精歳之君所在之辰不可修作皆不宜犯之
殺宅長破家ト云ハ漢土ハ忌ト見えるとさまて
も志有人ハ決して信セス苟陽雑俎有百姓王豊兄
弟三人豊不信方位所忌常於大歳上掘坑ト云リ
又家の嘉祐年中ハ東華門を建るに時太史奏問
て大歳在東不可犯ト云仁宗皇帝甚奏を批して東
家西ハ乃チ西家東ハ東家西ハ大歳果何在其

興工勿忌といふ志有りのいさを有りしかるに其大歳
ふいなる形ありや田女成る幽怪銀董表儀家住沙河
塘欲撤屋堀土術者言大歳方不可興工董不信既
而堀深三尺得一丁肉塊温々然人言即大歳董甚悔
悪投諸河後亦無禍
抑ゝ家造り土の怪と憤羊とくいさを
の類もあるべし大歳ハ木精とくいハ木中ゆ
えあるべき

金神 王思義三才圖會所載

○飛鳥寺銘并砂箔泥簿

大和国高市郡飛鳥寺光銘云　推古天皇十三年歳次乙巳四月八日戊辰以銅二萬三千二百斤金七百五十九両敬造釈迦丈六像銅繡并挾侍等拙劣なるは日本紀推古天皇十三年是時高麗国大興王聞日本国天皇造仏像貢上黄金三百両といふ此人事と同なるものかん砂箔四百五十九両は吾邦此時より多くもちいられし黄金のなれる物しは　文武天皇元年三月甲午の事なれば相去る事百年許り後世の造あり洞の始て出しも

文武天皇二年元明天皇以後の事なれば歳月の不合甚しかるべし其後天平二十一年二月丁巳陸奥より出しの八万葉ゆ大友家持の詠書の歌堅の御代栄へんと東国なる陸奥山ゆ黄金花咲は古今人の能知る所なり此年天平感宝と改元あり此年代暦ゆ不載し清輔の奥儀抄ゆ又之多くも夫ゆ殿冨門院大輔

嘆物し黄金の花は皇の光と開く始めなりけり

此宝と貢せし功ありて陸奥国守と銀青光録大夫ゆ任ぜらるる事元享釈書ゆ又之多く其後のるく乃多けき国なりと泉て我日のもとの大なる幸と謂べし

ちかき中古に至る世の中乱れもてきて異國より海船
互市の自由なりしより一比は殘すけれどもなりぬ南都
東大寺の奉加なるものゝ頼朝金五十両寄附せんとて
其年早魃なりて都合は絹さしたる事東鑑に見えた
りさるにても是は往昔の事なりき昭代覇府の世
なりて慶長元和の比ようやく仏々間うち拾ひたる雲
山とゝくる茶器と金森黄金百挺あり求しむ聽ゆあり
て其價とかくふるはれ事ふ千挺は有ゝ七十挺の足
なりしは江村專斎ら老人雑話の書なり爾後再
無なりの世となりて賢能を撰まれ度毎に海船互市
の制正き法度ありて異なれども回へも拘帰らさるなり
只惜らくは四民共に華美を好ゝ假初にも黄白の宝を
以て無益の用に何又濫屠氏盛に行はれ沙箔泥
薄とかゝるとき至宝を費せる事ならんかは古へは
此事禁止有るとなんえて續日本後紀承和元年二月
癸巳勅曰金銀薄泥用之公私有費無益宜禁断之
其後は制ゆるゝ為に然はなるけれども甚費
無量なる異國にも此費といひつべく有り
草木子巻四前古黄金如王莽末年者省中尚有六
十餘万斤後世黄金絶此由其所耗途廣也金一

為箔無復再還元兵　文海披抄六巻黄金一種古
多而今世漢高帝賜陳平黄金至四万斤梁孝
王没庫中黄金尚四十万斤韓嫣以金為彈丸
阜積金為塢而漢制天子每聘后輙用黄金二
万斤今之大内豈易此所以然者世間糜費漸
減唯金最多而四夷之外去而不返者不與焉
衣服之銷金縷金器玩之鍍金鎏金鈎金銹金
箋扇之泥金灑金貼金神佛之鋪金軸文之貼
金天下之廣日一日殆以万計皆磨滅至尽間有
銷鎔所得者千万中之一二耳生之有限安能副無
窮之用哉考宋太宗時禁自中宮以下服玩皆不
得用金一切銷金貼金鏤金間金劃金圍金解
金剔金撚金陷金明金泥金影金榜金闌金盤
金織金金線皆不許造安得今日而一申明此禁
也耶
泊宅編云東坡常怪今之黄金不若昔之多糜之
者衆也宜其少而價貴也
世人の説と考ふるに金銀と砂鑄泥薄とかゝる事
国宝と貴とて大切ふる弊ハあれども何等有識の
ふゝ世ゝ出て此弊と扱ひいまきすのあり　古今事実

を陰に鑄て圓象に融通せしめ
其圓は天工周物のなる所なり

○吐虹法

虹は水氣の太陽に映じて生ずる事なり
なるべしと雖も詩經に蝃蝀
篇と出し剌く淫奢の兆とし周禮に十煇の
妖祥に入るものは畢竟圓君と孤諫の言に
して是氣を不祥とせるなり如何なれば
是は今眼前に見る一杯の水を吞て大
陽の射るところ空中に吐出す水氣
の日光に映ずる中隱ゝして虹の形見るる

大車輪のごとしとなり造化のちからと
雖ども人為に出るものの何ぞ不祥とせん
陽燧の天火を方諸の天水と下るも同日の
論なり霏雪録越中に有道士陸國賞者乘舟
出見白虹跨水甚近及至其所見蝦蟇如箬
笠大白氣從口中出即跳入水虹亦不見と
なり蝦蟇の氣見大陽に映して虹とな
るの奇とせるなるべし

吐虹圖

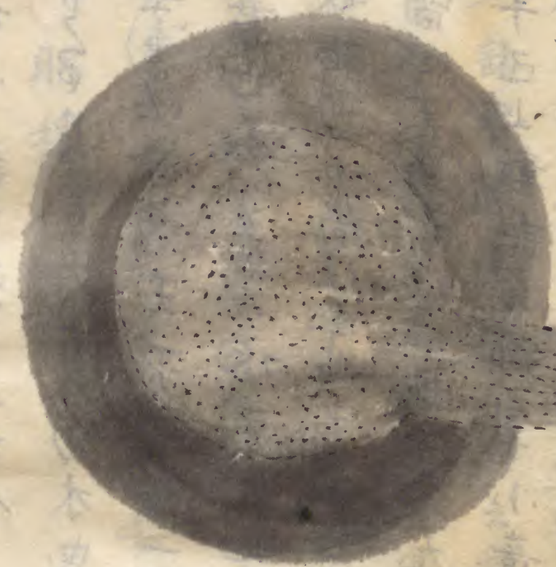

日影化為虹亭亭出
浦東一條微雨後五
色片雲中輪勢隨
天轉橋影跨海通
還移飲水度將逢
使車雄

唐陳潤

○上大人

好事家の見へたる漢土のいろはとゝ云ふ祝枝山の猥談ハ水東日記を引て上大人ゝ可知礼也までの八句を注せりと其言ニ云ク右八句木曳也字不知何起今小児学書必首此天下同然一友謂予此孔子上其父書也ちかふハ水東日記をつくるもハ可知礼也の下ハ数語ハ尚仕由山中人坐竹林王生自百性平子本留心王子去求仙丹成入九天山中方七日世上已千年已上数語凡郷学小童臨倣字昏皆肪於此謂之描末爾傳我習幾徧海内然皆莫知所謂

或云僅字畫等少無他義或云義有了々可解者且有出也諸暨陳士洙今日云嘗見宋学士晩年以眼明自考細書嘗及此学士其知所自耶日記上水東祝枝山八句のこと注して其下の教法を注せきるハいかゝふ事ゝや好事家の見へたるも八句のこゝゆて其余といまゝ其中書を考へてこゝ

○昭穆行第

行第の事ハ先輩の後彼見と編せりとさゝても今日ゝて正稽ハ予ハ見へたるハ家ハ古人をまゝ江談抄云大江以言遇唐人問日古集氏

下用數字或曰某二某三或曰某十一某十二其義
如何唐人荅曰是一家子列次之行譬有一人其
人有三子則自嫡次之曰某一某二其三其嫡子
有五人則曰某四五六七八其次男有子四人則
曰某九十十一十二其三男有子三人則曰十三十
四十五其嫡子有二人則曰十六十七如此嫡庶
世世以次第稱之限以四十九而及五十則又稱
一二三○史館荅詰余按此言不知其據以言直
問唐人之面諭則可為證乎就想蘓王黄九魏十
六韓二十八魏三十六劉四十之類以此解之則

不勞工夫而其義可通○文會筆録云其所謂止不
四十九之云恐不然先生文集有五十六叔六十兄
六十七兄等（松岡氏詹々言ニ朱子文集ヲ引テ自己ノ発明トス氏文會筆録ノ説先達ニイヘリ）
○瀛奎律髓（鵝湖詩注）父生六子公居第五子靜行居第
六○魯齊全書第一許氏族譜書行○退溪集
二十八答金而精書曰云陷中第幾之説即慰人祖
父母亡疏中所謂彼一等之親有數人即如行
第云幾某位幾府君幾大幾兄之類也蓋行第
称呼人名有定如温公為司馬十二坡公為蘓
二十山谷為黄九之類生以是為称故死亦因以

為」稱而書」之」耳俗云世代次第」非也右三説筆録載ス　東涯翁
の釋親考にも説あり」いさゝか異なれども元二歐陽九陸九淵の
名有るは甚詰の説なり同しかるべし

○戢角印

高芙蓉うるはし戢角の印を図象せり甚妙と詳
なりさりとても古雅愛すべし戢角は詩經無羊の文字
と用ゐるべしとの

○初午

毎年二月の初午は俗人一統赤豆飯を炊稲荷の神とする事例式とする是は世諺問答に
二月初午は弘法大師寺の門前にて稲荷の先為に
二月の午日遷座して則東寺の鎮守に勸請したり
しは此寺無量寺なりと云て縁日とて稲
荷と稲荷とを得違てまゐるの松園は元亨釋書
の妄説とまいて

○花稲

異事にて花とのゝ稱とする稲は漢土にて花とのゝ稱

なるハ牡丹なり又日本の梅ハ漢土の海棠なり漢土の
梅ハ日本の桜に著きたるなる事多きも皆ふるかして
字なるべしハ古めかしとて今ぬかりきともかゆの
事ハ其書其所ハ云せうと意さきハ却て近き事
ハ麁畧なるものなり日本ハ往昔花とのゝ稱なる梅
なりと後世花とのゝ稱なるハ梅なりといふ事八雲御
抄ハ委しく論じたり奥儀抄ハ委之

梅なる場ふ花ハ赤きもハ白きもハ梅なり事

ハ梅なりなりなりハ

漢土ハ花とのゝ稱なる牡丹なりと云事邵氏聞見

後録洛中花多種而獨名牡丹曰花△鶴林玉露
洛陽人謂牡丹為花又漢土の海棠ハ日本の
梅ハ的當なりと云事いふる板書あるや杉園氏の稿
品ハもつとも絶ハ又絶ハ壺中贅録成都人謂
海棠為花尊貴之也といふ又鶴林玉露ハ典通
の文あるハ漢土ハて海棠と花とのゝ稱なる事付書の
書ハ又ハ又ハ日本人梅と海棠ハ同事の
後とて花とのゝ稱なるハ梅といふ事ハ和ぬ
花譜海棠花盛於蜀中其花々盛葉甚茂枝甚繁
望之甚都綽約如處女とハ日本の梅ハ似る而

多の抗林伐山花名有海字者皆従外来海棠海
榴是也とくい若や日本より後せ来もあるとや
桜を海棠ハ海棠ハ海棠ハ宜ムしと云ハ何ものか漢土の桜
ハ日本のさくらハ全芳備祖ハ王荊公の詩ハ又之
多きも王荊公詩山櫻抱石映松枝此顔ハ百〜多し沉休文ノ詩山櫻発欲然△温公
詩櫻花零落石花開さくらも日本人桜と云ふ事漢土にも
なりと云えて宋景濂ノ詩ハ賞櫻日本盛於唐
如被杜丹兼海棠恐是趙昌所難畫春風纔起雪
吹香と仏書と各考へき事なり又牡丹と二十
日菊と云事ハ詞花集ハ藤原忠通公

咲しよりと散果るまでハ花の下ぞ
二十日紅ハけり
此歌を猶とゝもと忠通公ハ白楽天ノ樂府牡丹芳
ハ花開花落二十日一城之人皆若狂といふ其
由なるべし

○孟子

孟子ハ聖人の道統を継専ら仁義を説ていくしき書
なれども戦国の世なれて邪説暴行の輩を防んなり
道ハ今さら事もあらしなれども後世の評議なるもの色
多し廬陵の周密ノ癸辛雑識ニ云王充作ニ刺孟馮休

著刪孟司馬公作疑孟季泰伯作非孟晁以道作詆孟
黄次伋作評孟などいへる論駁せるものなどあれども
人とせる事遠甚なり　とる歟如列子白讀
の歩程とせるなどもいとかなり

○鳳凰栖軽

天子の高御座（タカミクラ）甚だ武神の神輿神器等は鳳凰あり
寓を負る事は仁德と鳳凰世の聖人なり比せる為
なり紙園なて寓とせるすべし太刀の鐔（ツバ）と寓なり
栖（スミカ）ひと鳳凰なり栖軽（スカル）の大刀とせる也事なり然るに
今好事家栖ひなる鳳凰とせて鐔（ツバ）は別あるなるは其

所以と考へ寓は織田信長の鈔めて此形と鐔と
栖ひなる鳳の首とせるなり此事の信奉
なるなり多し或一故家なる栖ひなる刀なり
写とて日本霊異記なる載る栖軽（スガル）は雄略帝の時和列豊
浦の里なて雷とそうしたる人の名なり因名混せる事なり

栖軽

栖頭

○童髪

日本人童子の髪を刈ふめ真中をまろく留て茨子（ケシ）といふ さきは闇栗殻（ケシカウ）の如くなるを女児はたゝ石の如くまろ刈きぬ切と称して唐子（カラコ）といふ異国の習ひ也 留青日札 宋淳熙中剃前童髪必留大錢許項左右束以絲繒 宛若博焦之狀 日鶏角俗名ちゝび髪といふ 十五歳の比 紀 額髪を束ふ事 日本紀 崇峻天皇二年是時厩子（ムマヤコ）皇子束髪於額 古俗年少兒年十五六間束髪額十七八間俗為角子 今亦然之

角子ハ今俗の前髪なり 和名抄 法隆寺の皇子束髪の像あり 近比の府内にて細刻せり 考思すべし

○井蘭

井蘭とさゝ刈まいもと名付ふ事は最初薩摩にまゝ多くなりて流行ひ 彼の方多く仏ふ人なり 元来異物にて和漢とも無き物なり 人ハ彼邦の種を得てのゝ也 澤山なり 白赤黄の品類ありて赤きものハ図書 蕃薯根如山藥 皮薄而朱 ゝと貝原翁

ハ赤いもし甚諸と常のさいまと多別段さ
きとも実ハ両種一物ゆゑこの物食用大ゆ人な
益ある事附録の凋目ゆ詳ゆると授時通考に
ハ十二勝ある事と載ゆる異国ゆは糧ゆ為
ゆへ南方草木状ゆ諸糧と書せりまゝ酒ゆ
も釀せるや類賊々徐玄扈の言と引て云甘諸
可」充」遵實」可」以」釀」酒酎ゆ寒冷と畏ふ
ものゆへ煖所ゆ大ゆふ坑を掘稲のごと糧と
なして爲ふし呉国ゆは芝と貯へてその芝
を蔓と生ずるとき紀地ゆ延して土を壓せ

きハこのこゝ根と生し塊とゆて此邦ゆ
も砂地ゆ仕ふものハ多くこの法を用ゆさ
とも芝ゆてハ貯へかゝ国中農民の制と為て
時家々ゆ植ゆきと我物けハ半一食菜の資と
ゆる荒年ゆ当ゆ為ふし博聞類纂種
芋三十畝可」省米三十斛とゆもこの意ゆり流
球国ゆハこの法制ありて去年と堀ふゆハ頭
人帯剣ゆて男女ゆ下知ゆて事此邦の役
人農田と検見せるさと彼土より畫来ふ
図ありたゆ写せ

琉球國海邊上陸
頭人命男女堀井
藷圖

頭人

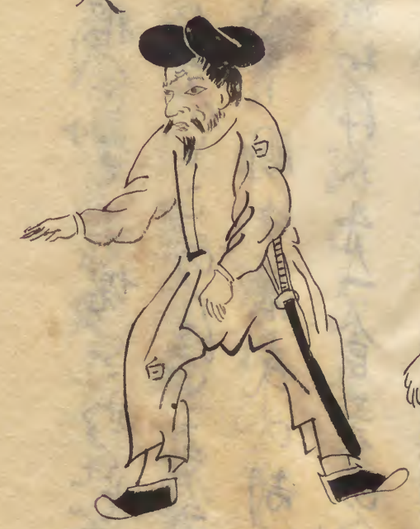

女

琉球人畫

男

○上戸下戸

酒を飲む上戸下戸有る事先輩の論も紛々として一決せず事なかれ何孟春の餘冬序録巻四十九人能不能飲有大小戸之称唐宋酒令詩謡言之多矣今人殆相徴之爾或問此拾定起何時兵志孫皓無郷食宴人以七斗為限小戸雖不入口立澆灌取盡是三国以前事麴糵者已有此品目也さきに和漢ともろもろの言ひはせハ有るものゆゑ先輩浪華ハ蘭洲といふる人項語といふ隨筆ハ上戸下戸上頓下頓の物語ありと讃州の森長見ら国学志貝ハ白氏文集を引て物多説と設く旁鑿ときあり事も多かりき

○布袋和尚

布袋和尚の事ハ佛祖通載巻十七稽古畧巻三傳燈録巻十七ハ又云て常ハ杖として一ツの布袋を荷ひ出て行ハ供せるの具ハ皆袋の中へ納めて市ハ入て魚を買ハ則ち乞ひ或ハ醯醢(テイカイ)魚菹(キヨ)を買ハ揚と口ハ入ハ水ハ袋の中へ投ぜ時の人長汀子布袋師といふと又ハ弥勒者ハ生き人ありと七福神とも云ふ所謂あるや福といふハ衣食の

足ることを知る人は周燁が清波府志に人生不可無田有則仕官出處自如可以行志故福字從田從衣謂之衣食足為福也布袋和尚は田なく衣なく唯一つの布袋のみ足つたせるを見又福なる大なる乎見なるを還初道人が無生訣に布袋和尚の詩を引て言なる我有一布袋虛空無里礙展開遍十方入時觀自在一鉢千家飯孤身萬里遊青目觀人世間路白雲頭此意と考きはめ〻〻七福神に入るべき人なるべし今人意得てより財は福なる人と無きときは乞者となるべしふかく考へ〻〻

○河豚

今人無頼の徒河豚の毒に中て死せるものなり最初血を吐さるべし地漿と云ものを飲て愈る地漿とは黄土地を掘り其中に水を入かきまぜ濁て上清を取なり若少しもあれば血を吐て糞汁を用て百〻生る事なりと云予浪華にあり比享和二年十月十日天満天神の東街に一人河豚に毒せられ急に家の主人来て療せんと予に乞て予急に家に至て挙家一同に歎きかなしむ病人顛倒して地に擲ち心と標枝隣と動せず軟弱して物とも知ず多事なるべしさるとも未血を吐ざる内に急に地漿

を作て服せしむ最初は病人臭穢ある事を疑て飲
ひ予試は一二口との〳〵病人ありて之を服むに因て五六
杯とのむに至て始めて苦痛止甚しく解毒の劑を
用ひ七八日を経て舊し日は漸く鐵毫
の恩を謝せさるしが其翌年徽毒は羅て命を失
ふ予思ふに河豚を嗜む人と大は悪む何とあるに
臭穢を知て心悪を毒物を知て心欲する欲せる所は
ふ口中に三寸の間は有り悪む所を以て欲する所は
かくは一三寸の間にて死生を分り食はさるは之か
若又強て嗜む心あらは例有り槐西雜志に有二人嗜

河豚を卒中に毒死し死後見夢於妻曰祀我何不以
河豚耶此真死無悔也是を尋ぬ河豚を嗜む
は万一其毒は中るとも遺恨あるべき何を急ぐ
地漿糞汁の臭穢を脂せんや又況人を河豚の
毒は中てらるものは見て知て避るものあり
時守宜し去て河豚のみ知て毒は肉と草
く損して骨若し所あるきは温〳〵して死せさる
ものは此なり考べし

○結髪黒歯并眉画

和人の髪は中古より上古より有り神代は

天照太神結髪為髻縛裳為裙事見
あまてらす　允恭天皇七年ノ紀妾初ノ自結髪陪
於後宮既経多年ヲ又　天武天皇十一年夏四
月乙酉詔曰自今已後男女悉ク結髪十二月乙
十日以前結髪之唯結髪之日亦待勅許（中略）
六月丁卯男女始結髪　此等の言古邦の髪ゆふ
権輿かふ　万葉集第十六
あもそもかの子の髪ゆふ我らい初し
うかいそめてふ髪ゆふはら
其人の形いかゝあるものゝ女のさけ髪ハ長四ち

も吾邦の風と同じくて卑氏藻林美人髪名頭
上倭墮髻△中華古今注倭墮髻墮馬髻延州筆記
ゆふも倭国ノ婦人髪長散ノ披テ在後と載あり宇文氏ノ
粧臺記理宗ノ妃梳臺髻ノ頂ニ曰不走落もさけ髪ゆ
ゆふと見へさまゝ女ハさけ髪ちて古風わるくきふせ
の俗ゆゆ侯ひ丹〻ゆ吳縑とゆの〻卑しき賤の愚夫
愚婦まても容飾華美と好く往昔の風ハわくわるゆ
元ゆひハ享保の前後まて男女共ゆ紙撚（コヨリ）ゆてあり
事ゆ宰ゆ獨居甚嫻ゆ宮草等ゆ載あり甚後少き
白紙の条と制ゆる中ゆゆ男ハ髪根を結く十二三歳

と結ひ女は尺長くして幅廣き白紙を用ひ男は
宮結二三曲らく隨分曲る根とくくる女はとげくくとして
縮布縮緬を用ひる中ゝ丸まきてえひとは髪
根とゆゝの名あるまきは古人のみも
君まゐは寢屋へも入る小紫袁を結ぶ袁は道
まくて是のくゝるゝ梓あるも古くは本行と用ひ神代の
陽津の瓜梓は如貴き解し水し真梓指梓の類
多くは皆梓ゆて割さきの如き是をまたたる家
きの如くひけ結ゝし新々ゆ梓本のわし
ゝまくくゝ

是を大くゆては玳瑁と用ひ其價黄金よりも貴く十兩ゝ
百兩ゆ至るも有りと云通例の女は蟠龜と用ひ今の和解
此あいゝゆふ能者て左行ゆ貴重とする極品の玳瑁と指
ゆくとして無鹽宿瘤の如き醜女辛ゆ美婦しもつゆ
畢竟は價の貴きゆ驕ふいとまさる人情ゆ強ゆ文
男女の歯と思くする事も先輩多く論ゆ倭名抄文選の
注と引て黒歯国と申まは其比ゆ此事は忠臣
二君ゆ仕へし貞女両婦ゆ
詩ゆ女の眉と画くは眉図ゆ委し十品有り漢土の十
品粧臺記ゆ見えあり西京雑記に卓文君眉如遠山此邦富士山眉と同俗岐婦と杉山とも此遺意

倭墮髻（ヤマトサゲガミ）

髮自三ツ元法額の髮自
左右の髮をきと云ふ

古法ハ髮をきり
五ヒロ今ハ十二
ヒロト

伊勢物語

○細男舞

藤氏樂制通考宇佐八幡縁起云神功皇后將征異国于時白髮老人来而奉導曰磯鹿嶋有守墨磯良者宜召之借于珠満珠於龍王若得此珠則三韓自服矣皇后曰如何可召老人言此童細男舞又名男良舞為之使来皇后曰誰為之老人言使供奉人奏音樂翁自舞之既而舞磯童忽化舞人姿着淨衣蹈皮脛巾撥鼓於頭以袖掩顔象亀甲自海中出皇后乃使妹豊姫與磯童至竜宮借得二珠於是投此珠于海而三韓降伏云

二珠奉納ス于肥前国佐嘉郡河上宮老翁者住吉
大明神也磯童者筑前国鹿嶋大明神ノ在大和国
則春日大明神也

○道灌咏

傳ニ云往昔大田道灌勅ノ軍旅ヲ引率シ屋列鳴海
潟ヲ船ヲ入テ通ラントシケル折柄俄ニ汐ヒキ来テ船
ヲ通ルカタシ備軍旅皆〻途方ヲ失ヒ道灌
古歌ヲ誦セシ

迚〻かりをさそふ嶋の浦ふかみ
汐の満干をはしるふ

備軍旅ヲ通ルの船ヲ逐テ干潟ヲ水路ヲ通ル事
人皆驚奇セシト然ルニ此歌いつれの人の作ぞや慕景集
ハ道灌の詠草ヨリ東国ヘ下ル之条洞駕場のかり屋ヨ
リ出テ乃ち〻記セリ此歌ハ伝ヘ聞ク嶋の浦ヲ
ふりさけ見ん二首あり

かへりてを重ねいとふかみ嶋の浦汐ヒ〻舟も
あらの海原

むく〻毛ふかわりしみて終夜あらし
嶋の浦の汐ヒ〻の長

平家政甲寅の年東国ヘ下ル嶋の浦汐ヒ之体ヲ

ひ千鳥塚とも採り申事多ク候ハ卑き賤の婦人
愚婦も能や見へ候ハ多く世度歴代の集と考ヘ古歌
ハ尚て又高らかいうめるハ人の編めるや家ハ紀
して博古の人ハ續ふ

○髪長

髪長とハ常の女といふハ僧尼とハ延喜式伊勢
齊宮忌調佛称中子或称立須之美経称深紙塔称阿
良々伎寺称瓦菅僧称髪長尼称女髪長

○木綿草綿 蘿摩

日本へ木綿種の渡り事 桓武天皇延暦十八年崑
崙人参河國へ来り植ゑむと類聚国史ハ見ヘた
り六帖ハ衣笠内府

ゆふかけの方ハ初めはあらぬ漢人の植てし
物の種ハ多へ

此事ハ人々能志るハ而ハ今世ハ百扱本綿ハ多ク
瑯琊代醉續博物志と引て閩中多種木綿植之數
千株採其花紡為布名吉貝と云る者ハ本綿
元ハ漢土ハ無ものハ張叔翹ハ閲耕餘録
吾松以綿布衣被天下而綿花之来莫詳其始と云り
近峯聞畧又ハ梧溝雑志等ハ元ノ時始入中国

いづれの書正説あるやこの種は至て暖地を好み八閩嶺南
あるいは生長するる由廣東新語あり又此種を
吉貝古貝といふ事諸書に又見あるに唐南蛮傳吉貝
草絹其花為布といへるあり草綿木綿とあり
一五雜俎棉花雖有草木二種總謂之木綿花其實
木種者迺班枝花非棉花也とあるものに今にても
偶に舶来の者有り甚軟にして硬まらず通てパンヤと
云即ち此種と下るに生長せし延暦年中崑崙人の植
あるは培養の法とあるもあるやはり其法傳らず惜む
きまこの世通用の草綿は文保年中に渡りしと

八群芳譜木綿春月以子種黄如秋葵結実三棱累
累如桃北人呼為花桃熟則桃裂絨現如鵞毛毳用以
装衣甚軟暖其桑細中紡織とあるのみにて制法い
史炤の釋文に委しくあるこの物の用も通用せる
事二百年の間に天下一統に富まり士農工商貴賤
細かくて常産とせるもの田畠芸に地米穀と
化りしは氏の懐もまとまりとあるこの草綿
培養の法耕耨の世話弾み多く糞物の價貴く若
や大風長雨の天変有きは其如くと考へのこの氏の
心を痛まむる事戰々兢々として己の身入まてに

高く売るものの外紡績の功も容易からず畢竟農民の業々畑業（シワサ）なるものの著へき事なり
貴賤一統は勿論なれども其業こそなるものの若も同家
内うりき教有て武士にハ絹布と為るへき事なハ
貴賤上下の分階級なく宮殿小屋なる絹布多
く出来さるハ絹布ハ高価にして多く出来
法有り何とかまハ今やん事無き人々の家にとゝまるよ後
庭前栽を至るまて奇果異草を植へ亜へ其妻妾た
るものの四季月毎に見て愛し淫逸遊蕩の楽に花鳥
風月なのみを費とするの弊なり先王の

教ありて家居毎に桑と植へ其時と違へ蠶（コカヒ）事を
紡て変のまに〳〵如何なる羅綾の織物も出来て往
昔異国より来る紬縠兜織（ハリカケ）なるき法と云へきもの
中に一切の張金有て其ことを以て遂に其法を得
ることを所ハ西国の産土に生長し民家の蠶（コカヒ）なる事
と毎〳〵ことまると都会の地又ハ東国（アヅマ）の如き上品の
絹布ハ出来さるとも其紬（ツムギ）の類ハ年〳〵自由に出来
る日数隔て一箇月の中に多〳〵の絹を得る是ハ草綿と
違い田畠の費なく培養の法耕耨の世話なく農物
の価に入らぬ後庭前栽に桑と植へ亜ハ年〳〵蠶

の食ハ多りぬいと安き業みして大風長雨の変ハく寡
婦孤老の方ゝみな人口と餬(クリ)ときなりとていあるもの
ハ多くの国ハ天下の后と始め諸侯の妻妾なる
ものゝ多蠶せり　吾朝も上古　天照大神御自ら
神衣と織たまふ事あり　増て今世むかしの人の
妻妾多きもの殆ん遊惰ハ日と費ゝ花月風月の
嬋(カタヲナ)ゝ娟ゝ花柳も無き事なれハ是活の世ハ行き
ハ敢て手ハ下して織布四中ハ貧まり民も心と安
しむ者ふへきのことを化して高免ハ安き氣ひハ
今ハ草綿の種と蓖(ヒボ)ゝ油とハ又其種とくぐき

糞物とハなれとも価もいよ〳〵貴くハなりぬ
利得の中ハ見るもまた油ハ菜の油ハ蓖ゝ油
ふ甚まゝハ燈さまたハ石灰と共に其屬と澄ゝ後是を
燈ゝ油ハ餘の油ハ荏(ヘリ)ゝ苴(ヘリ)ゝ胡(ヘリ)ゝ麻(ヘリ)ゝ也ハ又宋應
星ゝ天工開物ハ出事の油蓖(アブラカス)ゝ油蓖と食事と書たる
ハ草綿の糟ハ大ハ人ハ毒あり茉種胡麻糟ハ
でハ食ふまたハ他ハ今世ハ多くハ草綿ハ少ハくて用
ハ多ぬ先いとき教育て多くの絹と得る時ハ武士ハ
長袖の輩常服ハ絹と者るもの人ハ毛織ハ少ハく
ハ多く貴賤上下貴色の階級ハ是ゝて定まる

て米穀野菜等すべて和人培養の法耕耨の世話無き
ところなれども其深と推量する穀野菜等は天より其時と
いへども人の為すべき培養耕耨の世話無きときは得難
其余は皆花実実熟し枝葉根幹自然に造物の力
にて生長するものにて桑漆松柏の類とは異なれ
日本上古の様子は本邦手薬と云ものなり日本紀舊事
紀延喜式等に見えて是は穀木にて製するものなり古
結捨遺に阿波国より貢するもの結城郡と云へり
和名抄に楮と由布と云本朝賦役令に木綿紙木皮
也とありて古は麻にて青和幣と作り木綿と以て白和

幣と作り草綿にて作りしものなり
もろもろの山のもろもろの物の多
の為ふる布帛
是等も培養の世話入らず田畑の傍に植置
自然に生長するものなり
多くは家内の製するものの如し
家有り時は絹目に見えて和邦言殊に多し
カヅイモと云は大和通稱にて葉楮にて先尖る
皮肉に糸有り是を釣糸とし カヽシラと云夏の比
葉の間に実有り形鶴の如くにして詩経に芄蘭之

支童子佩」觴とくり甚面白きと重なるる如
くなるものあり日に晒せば繁くなる本草に生褥そて
綿に代るといふ是を製法せるに付八今の草綿より宜
しき品出来せり甚美なるかと如くして食に味美なり
呉国に去「家千里勿」食蘿摩枸杞」といふ人性
氣の付きたるものなるべしと若し毎に薬と称ふ
教あらばこの草とも交く植ゑ培養の世話入る
純生長せるなるべし
多のそのあと異なるべし幽花野
び寛を綴せるもの多かれども何年有識なる

人世に出て国々の風土に従い動植の品を尋
搜し寛を洗ふものなるべし唐の陸贄の志に
なるべし天下の国益なる事一々附録し南陽
の人に語るとも誰一人発念せるものなく歎
しき事なると国て天朝の事なと筆のまゝ
ふ蓋若も蠢奥の餌となるべし識者の目撃
に遠い識毫の利ともなるべ識者の目撃
敢せるを多幾なるべ是即天地の恩と
と云爾

茅窻漫録下終

蘿蔔

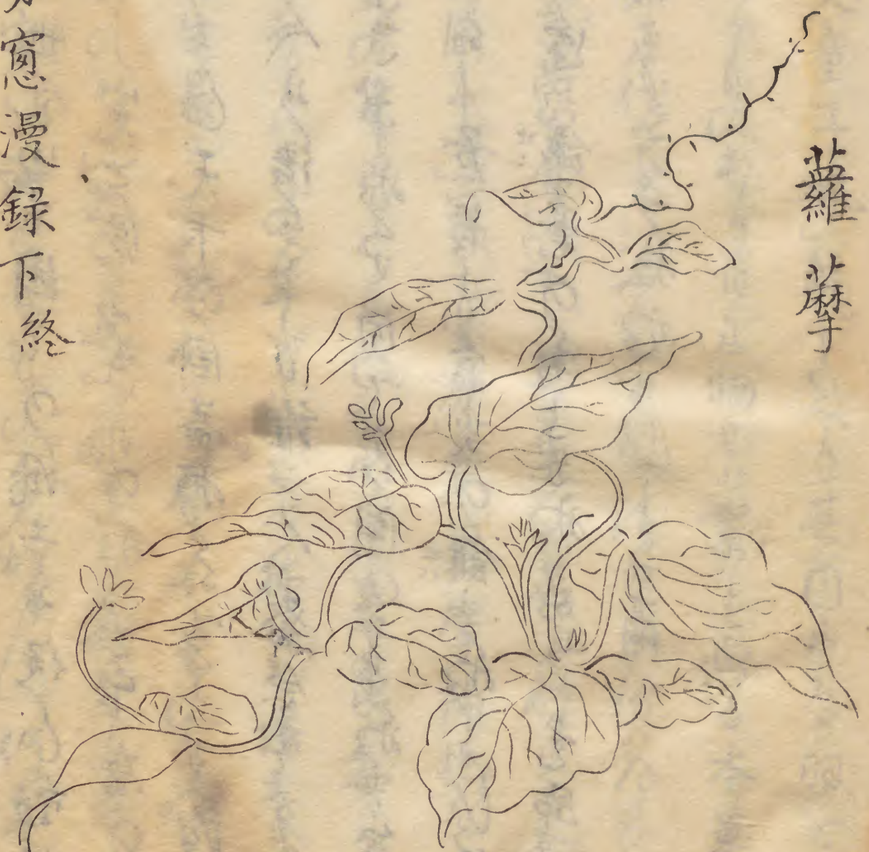

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan